## 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	2	担当課	庁舎管理担当課
法令名	愛媛県庁舎管理規則	根拠条項	第9条	不利益処分 の種類	行為の禁止等	

**第9条** 庁舎管理責任者は、<u>次の各号の一に該当すると認められる</u>者に対して、当該各号に掲げる行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを 命ずるものとする。ただし、庁舎管理責任者が正当な理由があると認める場合又は庁内の秩序の維持及び安全の保持上支障がないと認める場合は、こ の限りでない。

- (1) この規則により庁舎管理責任者の許可を受けるべき行為を許可を受けないでしている者その他この規則の規定に違反する行為をしている者
- (2) 爆発物その他の危険物を庁舎内において、危険防止の措置を講じないで所持し、又は庁舎内に放置しようとする者
- (3) 庁舎管理責任者が指定した場所以外の場所において採暖、焼却その他火気の取扱いをし、又はしようとする者
- (4) 庁舎を損傷し、又はしようとする者
- (5) 庁舎の美観を損じ、又はその清潔を汚す行為をし、又はしようとする者
- (6) 庁舎管理責任者が立入を禁止した場所に立ち入り、又は立ち入ろうとする者
- (7) 旗、のぼり、プラカードその他これに類する物又は拡声器、鳴り物等を庁舎内において所持し、若しくは使用し、又はこれらの物を庁舎内 に持ち込もうとする者
- (8) 庁舎内において坐り込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はしようとする者
- (9) 庁舎内において金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売をしようとする者
- (10) 庁舎内において物品を放置し、又は放置しようとする者
- (11) その他庁内の秩序を乱し、安全をおびやかすような行為をし、又はしようとする者